

過剰収容対策

法務委員会 専門員

たなか ひであき
田中 英明

法務行政の大きな課題の一つに刑事施設の過剰収容対策がある。

既決拘禁者の刑事施設収容率は、2000年に定員の100%を超え、05年末には116%を示した。個別施設では収容率が130%を超えているところもある。

この対応の一環として、我が国初のPFI手法を取り入れた刑務所「美祢社会復帰促進センター」（山口県）が本年5月に開所されたところであり、運営の一部も民間にゆだねるという、その運営手法の成行きが注視されている。

他方、新しい拘禁制度の在り方についても、法制審議会において検討が進められている。これは、刑事施設に収容しないで行う処遇の在り方等について検討を進めようというもので、具体的には、比較的罪が軽い者に対しての社会奉仕を義務付ける制度の導入の当否、効果的な中間処遇の在り方、保釈の在り方などが検討されているようである。

報道によると、このうち社会奉仕命令制度は、道交法違反など短期の懲役刑や罰金刑に代わって、一定期間の道路清掃や高齢者介護などを命じようとするもので、過剰拘禁に悩むイギリスで1972年に初めて導入されて以来、欧米やアジアなど20カ国以上で既に導入されているという。

この制度については、我が国でも、1990年代に法制審議会で議論されたことがあるが、「犯罪者の社会復帰がしやすくなる」との賛成論の一方、「ボランティア活動の障害になる」、「受刑者をさらしものにする事にならないか」などの懸念があって、進展を見なかった経緯がある。しかし、刑罰とは異なるが、現在でも刑務所の構外活動や少年院における福祉施設でのボランティア活動、近隣の公園・公共施設等の清掃・美化活動等が実施されている。間違いを起こしてしまった人たちを受け入れる土壌が全くないとは言えないであろう。

制度の適用対象としては、比較的罪が軽く、逃亡の恐れがない人や罰金を払えないために刑務所に収容されている人が考えられているようである。とはいえ、「受刑者」である以上監視を受けることは避けられない。一般人の目にも留まる処遇となるものであることを踏まえた配慮が求められるところでもある。

近時、これまで不十分であった被害者の救済に大きく焦点が当てられる一方、加害者側にはより厳しい処分が求められる傾向も指摘されている。

その意味で、せつかくの制度が「見せしめ」の道具となるようなことになっては困る。それでは、再犯を防ぎ、スムーズな社会復帰も促すはずの制度が、受刑者の反感を招き、かえって、反社会的な行動に走らせるようなことにもなりかねない。

十分な検討が重ねられることを期待したい。